

平成 27 年 8 月 10 日

津山市長 宮 地 昭 範 様

津山市総合計画審議会
会長 杉 山 慎 策

津山市第 5 次総合計画基本構想案について（答申）

津山市総合計画審議会規則第 2 条の規定に基づき、平成 27 年 7 月 6 日付津総企政第 140 号をもって諮問された津山市第 5 次総合計画基本構想案について、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会は、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年次とする10カ年の「津山市第5次総合計画基本構想案」の諮問を受け、慎重に審議を行ってきました。

我が国は、本格的な人口減少・少子高齢社会を迎え、多くの地方都市で、労働力人口の減少による経済の衰退、社会保障負担の増大などが進行し、市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

一方では、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任を基本に、まちの魅力づくりや特性を活かした特色ある地域づくりが求められています。

こうした情勢を踏まえ、第5次総合計画基本構想では、本市の特性や市民の多様なニーズを把握しながら、市民一人ひとりが、生き生きと生活していける、住みやすいまちを目指し、市民の夢と希望が実現することを「花開く」とたとえ、基本理念（めざすまちの姿）を、「彩りあふれる花開く 津山の創造～市民一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～」とし、新たな都市を創造するとしました。

諮問案は、本市をとりまく課題と環境を的確に捉え、これから10年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、お示しされましたが、審議の結果、これからの時代の潮流に立ち向かう強い姿勢を示すため、人口減少社会への挑戦等の記述を加えるなど、諮問案に一部修正を加えて補完し、別添のとおり答申します。

市長は、答申の趣旨を尊重のうえ、基本構想実現のため、市民との共創、協働をさらに強め、積極的かつ効果的な施策の展開を図るよう切望します。

なお、この答申及び審議の過程において各委員から出された提言・意見等を十分踏まえ、今後策定される津山市第5次総合計画基本計画の中で、十分活かされるよう希望します。